

JIS

自転車用ヘルメット

JIS T 8134 : 2018

(JSAA/JSA)

平成 30 年 3 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	東京大学
(委員)	伊 藤 弘	公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター
	宇 治 公 隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	金 丸 淳 子	公益財団法人共用品推進機構
	鎌 田 実	東京大学
	河 村 真紀子	主婦連合会
	佐 伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎 名 武 夫	千葉大学
	高 田 祥 三	早稲田大学
	高 増 潔	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	長 井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長 田 三 紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	中 村 一	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	奈 良 広 一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西 江 勇 二	一般財団法人研友社
	福 田 泰 和	一般財団法人日本規格協会
	榎 徹 雄	東京都市大学
	三 谷 泰 久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 57.7.1 改正：平成 30.3.20

官 報 公 示：平成 30.3.20

原 案 作 成 者：公益社団法人日本保安用品協会

(〒113-0034 東京都文京区湯島 2-31-15 和光湯島ビル TEL 03-5804-3125)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 性能	2
4.1 衝撃吸収性	2
4.2 保持装置の強さ	2
4.3 保持性（ロールオフ）	3
4.4 視野	3
5 構造	3
5.1 基本構造	3
5.2 附属品	3
6 材料	3
6.1 皮膚障害を引き起こす材料（ホルムアルデヒド）に関する試験方法	3
7 試験	4
7.1 人頭模型	4
7.2 前処理	4
7.3 衝撃吸収性試験	5
7.4 保持装置の強さ試験	9
7.5 保持性（ロールオフ）試験	11
7.6 視野の測定	13
8 使用者に対する表示及び情報	13
8.1 ヘルメットの表示	13
8.2 取扱説明書	14
附属書 A（規定）人頭模型へのヘルメットの装着方法	15
附属書 B（規定）基準人頭模型の種類（参照平面上方の形状及び寸法）	16
附属書 C（規定）基準人頭模型の種類（参照平面下方の形状及び寸法）	20
附属書 D（規定）基準人頭模型の種類（人頭模型 AA）	25
附属書 E（規定）人頭模型への装着方法【保持性（ロールオフ）試験時】	26
解 説	27

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人日本保安用品協会（JSAA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS T 8134:2007** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

自転車用ヘルメット

Protective helmets for bicycle users

1 適用範囲

この規格は、自転車に乗るときに着用し、乗員及び同乗する幼児を頭のけがから保護又は傷害の程度を軽減するための自転車用ヘルメット（以下、ヘルメットという。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS D 1050 自動車—衝撃試験における計測

JIS T 8133 乗車用ヘルメット

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

ヘルメット

頭部に装着し、衝撃エネルギーを吸収して頭部傷害の危険を減少することを目的とするもので、少なくとも帽体、衝撃吸収ライナ、保持装置及び装着体によって構成されるもの。

3.2

帽体

ヘルメットの外形を形作る部分。必ずしも強固な殻体でないものも含む。

3.3

衝撃吸収ライナ

帽体の内側に沿って取り付けられている、衝撃を吸収するための部材。

3.4

保持装置

あごひも、あごひもの取付部品、あごひもの長さ調節部品、あごひもの締結具などからなり、ヘルメットを頭の適切な位置に保持するための装置。

3.5

装着体

帽体内部に取り付けられている、衝撃吸収ライナ及び保持装置以外のもの。